

居宅介護支援・重要事項説明書

居宅介護支援サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を次の通り説明いたします。わからないことやわかりにくいことがあれば、ご遠慮なく質問してください。

1 居宅介護支援を提供する事業者

事業者名称	有限会社 加賀メディカル
法人所在地	〒747-0044 山口県防府市佐波2丁目10-12
代表者名	代表取締役 加賀 真也
電話番号	0835-22-1408

2 居宅介護支援を実施する事業所

事業所の名称	加賀メディカル 居宅介護支援事業所
事業所の住所	〒747-0044 山口県防府市佐波2丁目10-12
事業所指定番号	3570602346
事業所指定年月日	平成30年5月1日
電話番号	0835-22-1408
FAX番号	0835-22-8225
管理者	中川 信司

3 併設して実施している事業

事業所種類	指定年月日	指定事業所番号
福祉用具貸与事業	平成12年4月1日	3570600324
特定福祉用具販売	平成12年4月1日	3570600324
介護予防支援事業	令和6年4月1日	3570602346

4 事業の目的と運営方針

事業の目的	加賀メディカル居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援業務を提供することを目的とします。
-------	---

運 営 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況、置かれている環境に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立った援助を行います。 ・利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適正な保健医療及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう、中立公正な立場でケアマネジメントを行います。 ・地域の結びつきを重視し、防府市地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
---------	---

5 職員体制

職種	常勤（兼務）	職務内容
管理者	1（介護予防支援事業の管理者と兼務）	業務管理を一元的に行います。
介護支援専門員	1（介護予防支援事業の介護支援専門員と兼務）	居宅介護支援業務を行います。

6 通常の実施地域

防府市（野島以外）

利用者の居宅が通常の実施地域以外の場合、通常の実施地域を超えた時点から 1 キロ毎に 30 円を交通費として請求します。

7 営業日・営業時間

営業日	月曜から金曜（祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日を除く）
営業時間	8:30～17:30

上記営業時間以外も電話連絡は可能です。

8 利用料金

介護保険適用となる場合には自己負担はありません。全額介護保険により給付されます。
 但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、指定居宅介護支援に要する費用の額をいったんお支払いいただきます。その場合の金額は以下の通りです。

要介護 1、2	10,860 円	(※1) 5,440 円	(※2) 3,260 円
要介護 3、4、5	14,110 円	(※1) 7,040 円	(※2) 4,220 円

※1 介護支援専門員 1 名あたりの利用者数が 45 件以上である場合において、45 件以上 60 件未満の部分。

※2 介護支援専門員 1 名あたりの利用者数が 45 件以上である場合において、60 件以上

の部分。

☆ 当事業者が運営基準減算に該当した場合は、当月分として上記金額の 50/100 を算定し、2 カ月以上継続する場合は算定しません。

☆ 特定事業所集中減算に該当した場合は、上記金額より、2,000 円を減額します。

- ・ その他の評価に対する加算については以下の通りです。

◎ 初回加算に該当する場合は 3,000 円が加算されます。

(新規にサービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が 2 区分以上変更時のサービス計画作成に対する加算)

◎ 入院時医療連携加算 (1) に該当する場合は 2,500 円が加算されます。

(入院当日中に当該医療機関等へ情報提供したことによる加算)

◎ 入院時医療連携加算 (2) に該当する場合は 2,000 円が加算されます。

(入院後 3 日以内に当該医療機関等へ情報提供したことによる加算)

◎ 退院・退所加算 (I) イに該当する場合は 4,500 円、(I) ロに該当する場合は 6,000 円、(II) イに該当する場合は 6,000 円、(II) ロに該当する場合は 7,500 円、(III) に該当する場合は 9,000 円が加算されます。

(退院等に当たり当該医療機関等より必要な情報をうけて、サービス計画を作成し居宅サービス等の調整を行ったことによる加算。(I)イは連携 1 回カンファレンス等へ参加無、(I) ロは連携 1 回カンファレンス等へ参加有、(II) イは連携 2 回でカンファレンス等へ参加無、(II) ロは連携 2 回でカンファレンス等へ参加有、(III) 連携 3 回でカンファレンス等へ参加有)

◎ 通院時情報連携加算を算定する場合は、500 円が加算されます。

(病院や診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に、介護支援専門員が同行し、医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等からも情報提供を受け、サービス計画等に記録することに関する加算)

◎ ターミナルケア加算を算定する場合は、4,000 円が加算されます。

(末期の悪性腫瘍及び医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した利用者に対して、同意を得た上で、24 時間連絡体制を確保し、死亡 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し、心身状況を記録し、医師やサービス事業所に記録提供した場合の加算)

◎ 緊急時等居宅カンファレンス加算に該当する場合は 2,000 円が加算されます。

(病院又は診療所の求めにより、当該病院医療機関の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンス等を行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合)

9 居宅介護支援業務の提供

指定居宅介護支援の提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限等)を確認いたします。住所などに変更があつ

た場合は速やかにお知らせください。又、利用者が医療機関等へ入院する必要がある場合は、介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先医療機関へお伝えください。居宅介護支援業務の実施方法につきましては（別紙）をご参照ください。

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から掲示を求められた時にはいつでも身分証を提示します。

11 緊急時及び事故発生時の対応

緊急時及び事故発生時に連絡を受けた場合には、速やかに家族及び緊急連絡先、主治医等への連絡を行い、必要に応じて関係機関（警察、消防、市、当該地域包括支援センター、民生委員等）と連絡をとります。事業者は利用者に対する指定居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により事故が発生し、利用者に損害を及ぼした場合には損害を賠償します。

12 サービスに関する苦情について

サービス提供に関して苦情があった場合、利用者の立場に立って事実関係の特定を速やかに行います。又、利用者に対して対応方法を含めた結果報告を行います。

利用者及びその家族から相談及び苦情を受付ける窓口を設置しています。

担当窓口	受付日	祝日及び12月30日～1月3日を除いた月～金
	受付時間	8:30～17:30
	担当者	中川 信司（管理者兼介護支援専門員）
	責任者	加賀 真也（代表取締役）
	電話番号	0835-22-1408
	FAX番号	0835-22-8225

その他の苦情受付窓口機関もご確認ください。

防府市役所 高齢福祉課	電話番号	0835-25-2979
	FAX番号	0835-27-0098
	受付時間	8:30～17:15
山口県国民健康保険 団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	電話番号	083-995-1010
	FAX番号	083-934-3665
	受付時間	9:00～17:00

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講じます。虐待防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会及び研修

を定期的実施します。利用者及びその家族、又は事業者の従業員や外部から虐待の通報があった場合は、市町村及び当該地域包括支援センターへ速やかに通報します。虐待防止の取組を適切に実施するための担当者を置きます。
虐待防止に関する担当者（管理者 中川信司）

14 秘密保持と個人情報保護について

事業者は正当な理由がない限り、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を第三者に漏らしません。又、この守秘義務は契約終了後も継続します。事業者の従業員が退職後も、在職中に知り得た利用者及びその家族に関する秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。利用者及びその家族の個人情報について、予め同意を得ない限り、居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員と指定居宅サービス事業者等との連絡調整において、利用者及びその家族の個人情報を使用しません。

15 記録の整備

事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その契約が終了した日から5年間保存します。

16 業務継続計画

事業者は、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、策定している業務継続計画に従い必要な措置を講じます。そのために必要な研修及び訓練を定期的実施します。

17 衛生管理

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じます。感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、感染対策を検討する委員会を定期的開催します。又、研修及び訓練も定期的実施します。

18 サービスの第三者評価の実施状況

事業者が提供するサービスの第三者評価については実施していません。